

**⚠️ご注意ください！**

(令和6年9月時点)

令和6年12月2日から  
現行の保険証は  
発行されなくなります

※令和6年12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

とっても  
カンタン！

訪問看護を利用する際は  
**マイナンバーカード**  
をご利用ください

**1** 同意の確認

診療・服薬・健診情報の  
利用について確認してください。

全ての項目に同意する  
同意項目については、以下の項目を  
ご確認ください。

手続情報の提供  
 同意する  同意しない

薬剤情報の提供  
 同意する  同意しない

特定健診等情報の提供  
 同意する  同意しない

同意情報の提供  
 同意する  同意しない

特定医療機関受診情報の提供  
 同意する  同意しない

全ての項目に同意する  
同意内容を再確認する

**2** 本人確認

4ケタの暗証番号を入力してください。

暗証番号

暗証番号を入力してください

●●●●

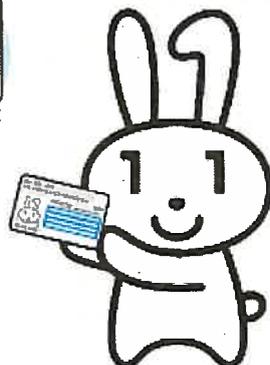
1 2 3  
4 5 6  
7 8 9  
0

キャンセル

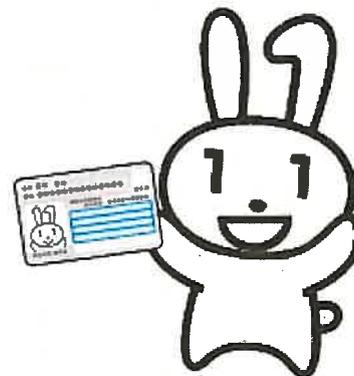


**3** 資格確認

マイナンバーカードを  
読み取らせてください。



**4** 確認完了



カードをご利用ください



マイナンバーカードを保険証として利用する（マイナ保険証）ための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

**STEP1.**

**マイナンバーカードを申請**

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請  
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの  
証明写真機からの申請



**STEP2.**

**マイナンバーカードを  
保険証として登録**

■利用登録の方法

- ① 「マイナポータル」から行う  
※職員端末でも登録可能です。  
登録後、必ずログアウトしてください
- ② 医療機関・薬局の受付  
(カードリーダー)で行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



**マイナンバーカードを使うメリット**

**より良い医療を受けることができる**

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。  
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。事故や災害時にも、お薬情報が共有されて安心です。

**手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除**

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

**大切なお知らせ**

- 令和6年12月2日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、**最長1年間(令和7年12月1日まで)**使用可能です。
- 令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、**お手元にある保険証が使えなくなる前に、申請いただくことなく「資格確認書」**が交付され、引き続き、**医療機関・薬局・訪問看護ステーション等を受診することができます。**
- マイナ保険証をお使いの場合は、**マイナンバーカードの券面にある電子証明書の有効期限をご確認の上、期限切れにご注意下さい。**  
※券面に記載がない場合は、発行から5回目の誕生日までです。  
マイナポータルでも確認できます。



マイナンバー総合  
フリーダイヤル

0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間 (年末年始を除く)

平日: 9時30分～20時00分  
土日祝: 9時30分～17時30分

マイナンバーカード  
の保険証利用について  
もっと知りたい方は  
こちら



ひと、くらし、みらいのために  
**厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare